

府中市情報公開・個人情報保護審議会会議録
(令和4年度第2回)

1 日 時 令和5年3月3日(金)
午後2時から午後3時30分まで

2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 片山 正明
加藤 隆之
木野 貴夫
佐伯 ヨシ子
堺 美佐子
佐々木 秀智
部谷 真起子
水野 洋子
棕田 實

(2) 市職員	政策経営部情報戦略課長	小柴 靖也
	政策経営部情報戦略課長補佐	小笠原 雄作
	政策経営部情報戦略課	
	システム管理担当主査	渡邊 信行
	市民部総合窓口課長	阿部 裕樹
	市民部総合窓口課マイナンバー担当副主幹	桑田 浩
	市民部総合窓口課窓口第1係長	中川 弘明
	市民部総合窓口課窓口第1係	山本 正芳
	議会事務局庶務課長	遠藤 公巳明

(3) 事務局	市民協働推進部長	山下 隆久
	市民協働推進部広聴相談課長	石堂 淳一

市民協働推進部広聴相談課広聴担当主査
市民協働推進部広聴相談課広聴担当

小川 敬義
吉本 貴彦

4 議 題

- (1) 特定個人情報保護評価書について（審議事項）
- (2) 個人情報取扱事務届出の一覧について（報告事項）
- (3) その他

5 議事要旨 別紙のとおり

令和4年度第2回 府中市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

〔 資料確認、開会挨拶については省略します。 〕

(会長) それでは次第の2「議題」に入りたいと思います。議題(1) 審議事項について、「ア 特定個人情報保護評価書について」、事務局より説明をお願いいたします。

(広聴相談課
広聴担当主査) それでは、お配りしました令和4年度第2回府中市情報公開・個人情報保護審議会資料に基づきまして、御説明させていただきます。初めに、3ページの「特定個人情報保護評価書について(諮問)」を御覧ください。諮問書を朗読させていただきます。

--- (諮問書の読み上げについては省略します。) ---

(広聴相談課
広聴担当主査) 続きまして、113ページを御覧ください。
「府中市個人情報の保護に関する条例」第39条を御覧ください。こちらの条文は、府中市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することについて定めたものでございます。第1項第2号に、市長が審議会に諮ることが適当と認める事項について審議できることとされております。本件につきましては、この規定により、本審議会にご意見頂きたく諮問するものでございます。
それでは、特定個人情報保護評価書につきまして、担当課からご説明させていただきます。

(情報戦略課長
補佐) それでは特定個人情報保護評価に概要について、御説明いたします。

83ページ、資料1「特定個人情報保護評価全項目評価について」を御覧ください。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる番号法では、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報を保有しようとするときは、保有する前に漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、それらのリスクを軽減するための措置として、特定個人情報保護評価を実施し、広く国民に公表することが義務づけられております。

この特定個人情報保護評価については、全ての事務に同一の評価を義務づけるのではなく、83ページ下段のフローに基づき「しきい値判断」と呼ばれるものを実施し、その結果に基づき、個人のプライバシーなど権利利益に影響を与えるリスクが高いと考えられる「当該事務の対象人数が多い」、「当該事務を取り扱う職員数が多い」などの事務については、より手厚い評価を実施することが義務づけられており

ます。

番号法の施行に伴い、特定個人情報ファイルを保有する各事務において「しきい値判断」を実施した結果、本市においては、「基礎項目評価」、「重点項目評価」及び「全項目評価」の対象となる事務があり、当該事務の特定個人情報保護評価書を作成し、公表しているところでございます。

なお、一度公表した特定個人情報保護評価書については、特定個人情報保護評価に関する規則において、少なくとも1年に1回は記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めることとされており、84ページの中段に記載の場合は、再実施を行う必要があるとされております。

「住民基本台帳に関する事務」につきましては、平成30年4月1日に全項目評価を公表して以降、毎年評価書の見直しを実施してまいりましたが、このたび公表から5年が経過することから、規則に従い「全項目評価」を再実施いたしました。

全項目評価を行う場合には、特定個人情報保護評価に関する規則において、個人情報の保護に関する学識経験ある者を含む合議制の機関等の意見等を聞くものとされておりますので、ご意見を答申くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回評価の再実施ですが、「住民基本台帳に関する事務」の全項目評価書の変更内容については、住民基本台帳事務の担当課からご説明いたします。

(総合窓口課
マイナンバー
担当副主幹)

続きまして、「住民基本台帳に関する事務」の「特定個人情報保護評価書」の概要についてご説明をさせていただきます。

初めに、5ページを御覧ください。

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の構成は、「Ⅰ 基本情報」、「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「Ⅳ その他のリスク対策」、「Ⅴ 開示請求、問合せ」、「Ⅵ 評価実施手続」となっております。

次に、6ページを御覧ください。

「住民基本台帳」の「基本情報」について説明いたします。「②事務の内容」の4行目に記載がございますが、「住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基本となるものである」とあり、記載はございませんが、住民基本台帳は、住民に関する様々な事務処理の基礎となる情報を記載した公簿でございます。また、市区町村においては住民票を世帯ごとに編成して作成しております。

がございましたが、「住基法に基づいて、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している」とありまして、それを運用しているものでございます。

次に、「住民基本台帳に関する事務」についてご説明いたします。

同じページの「②事務の内容」の11行目に記載がございますが、「市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。」とあり、次に記載されている1から10の事務が、「住民基本台帳に関する事務」となりまして、市町村は特定個人情報を、これらの「住民基本台帳に関する事務」で取り扱っております。

次に、15ページを御覧ください。

「特定個人情報ファイルの概要」についてご説明いたします。「特定個人情報ファイル」とは、マイナンバーを含む個人情報ファイルのことを指し、「住民基本台帳ファイル」、「本人確認情報ファイル」、「送付先情報ファイル」の3つのファイルで構成されています。15ページから36ページまでが、各ファイルの概要の記載となっております。

まず、15ページを御覧ください。

「住民基本台帳ファイル」は、「④記載される項目」の「その妥当性」の欄の「3 業務関係情報」に記載がございます「住基法その他の住民基本台帳法令に基づき、住民に関する事務処理の基礎とするとともに、住民に関する記録の適正な管理を図り、住民に関する記録を正確かつ統一的行うために保有」するファイルでございます。

次に、26ページを御覧ください。

「本人確認情報ファイル」は、「③対象となる本人の範囲」に「その必要性」の欄がございますが、「住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供するため」に保有するファイルでございます。

続いて、31ページを御覧ください。

「送付先情報ファイル」は、「③対象となる本人の範囲」に「その必要性」の欄がございますが、「番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある」ために保有するファイルでございます。

以上が3つのファイルの概要でございます。

次に、37ページを御覧ください。

「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」でございますが、37ページから65ページにかけまして、3つの「特定個人情報ファイル」の取扱いプロセスにおけるリスク対策を記載しております。37ページ以降が「住民基本台帳ファイル」、48ページ以降が「本人確認情報ファイル」、57ページ以降が「送付先情報フ

イル」の内容となっております。

次に、66ページを御覧ください。

「その他のリスク対策」として、「自己点検」、「監査」、「従事者に対する教育・啓発」の取組を記載しております。

次に、67ページを御覧ください。

本ページでは、「開示請求、問合せ」の内容を記載しております。

次に、68ページを御覧ください。

「評価実施手続」の内容を記載しており、「2. 国民・住民等からの意見の聴取」として、令和4年12月12日から令和5年1月10日まで、市ホームページ、総合窓口課、市政情報センター、各文化センターにおいて評価書の閲覧をできるようにいたしまして、意見聴取を行いました。そして、その意見聴取の結果、提出された意見は、今回はございませんでした。

最後に、69ページを御覧ください。

横書きで記載しておりますが、「変更箇所」を表にしたものでございます。「特定個人情報保護評価書」は、少なくとも年に1回は記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するように努めることとされておりますので、過去の変更履歴が掲載されております。その中で今回、新しく変更を加えた部分が72ページから73ページにかけて、一番左の「変更日」がまだ空欄になっている最後の11項目になります。評価を再実施した結果、11項目の修正点を特定したということになります。

内容につきましては、初めに72ページの変更日が空欄になっている1つ目から3つ目までは、法令改正を伴って全国的にこの2月から開始された「引越しワンストップサービス」における新しい事務の流れに対応して変更したものでございます。「引越しワンストップサービス」につきましては、マイナンバーカード所有者が引越しをする際に、オンラインで転出届を済ませ、また、転入届の来庁予約を可能にすることで手続の効率化と住民の負担軽減を狙ったものでございますが、その「転入届の来庁予約」に関する部分の事務の流れの変更に対応して記載内容をそれぞれ修正したものです。

次に、4つ目は、総合窓口課の窓口業務の委託先（委託事業者）の変更をしたものです。

続いて、73ページについては、主に市の組織名称の変更に対応したものととなります。

1つ目は、職員の研修について、未受講者に対して再受講の機会を設けることを盛り込んでいます。

添付資料2の52ページを御覧ください。

「特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について」という資料になりますが、最後の70ページの記載に対応したものです。国の「マイナンバーガイドライン」が改正された際、職員の「教育」に関して「研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の措置を講ずる」という内容が追加されたため、その変更に対

応して追記をしたものでございます。

今回、総合窓口課におきましては、マイナンバーを含む「特定個人情報ファイル」につきまして、漏えいやその他の事態を発生させるリスクを分析し、それらのリスクを軽減させるための措置について記載した「特定個人情報保護評価書」について再評価を実施し必要な修正を加えましたので、委員の皆様におかれましては、この評価書の内容につきましてご審議くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様方からご意見・ご質問等をお願いいたします。

(委員) 職員の方の研修の項目で今、変更に至ったということですが、具体的にはどういうことをやっているのでしょうか。どこかに書いてありますか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 先ほどの変更した11項目の中の、73ページ、横の一覧表の一番上のところでございます。今まで書いていなかったところに対して、「研修の未受講者に対しては、再受講の機会を付与したり、個別に説明する機会を設けるなどして、全職員が受講できるようにする」という文言を1つ加えさせていただいたということです。これにつきましては、先ほど説明もありましたが、別紙の資料の52ページから始まります資料が、「特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について」ということで、国の機関から5年に1回再実施をするときには、これを参考にやってくださいよという内容でございます。これの一番後ろのページに「((ポイント3)) マイナンバーガイドライン等の改正を踏まえた対応の記載」ということで、マイナンバーガイドラインという国から示されているものに明らかに変更がある部分については、確実に私どものこの資料についても直すようにしてくださいよということが書いてございます。このページの一番下に、ガイドライン側の一番下の2行、「研修未受講者に対して、再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる」という文言がマイナンバーガイドライン、国のほうに入ったので、府中市の資料にもこの書き方を入れてくださいと読めるので、この変更を行いましたという内容でございます。

(委員) 現在は、これまでも行っていたのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 実は、研修自体は行っていて、研修を受けられなかった職員に対しても後日、個別に対応する等で確実に対応はしてきているものではあるのですけれども、今回初めて明文化をさせていただいたという状況でございます。

(会長) ほかはいかがでしょうか。

(委員) 非常に膨大な資料で、何日かかかって読んだけれどよく分からない。申し訳ない。ただ、気になったのが1つあって。色々なところで操作を行った場合、システム的にログを取るとか記録をしているはずなのですね。いっぱい書いてありますけれども。これの管理みたいなものは規定されているのですか。後日チェックとかできるのですよね。

(情報戦略課システム管理担当主査) ログの分析につきましては、国のほうのガイドライン上でも実施する旨が強く求められているところもありまして、2年前から情報戦略課でログを抽出のうえ、各課にそのログを配布し、そのログデータについて各所管課で、「時間外に操作している」、「休日に操作している」ところを必須事項、その他については、任意で各所管課の事情に応じて分析をお願いしておりまして、それを月次で依頼をし、対応を頂いているところでございます。

(委員) そうすると、現在はそのようにやられているということですか。

(情報戦略課システム管理担当主査) はい。

(委員) これを見るとそう書いてあるとは思いのだけど。みんな「十分である」と評価してしまっていて、それ以上よく分からなかったのです。実施されているということですね。

(情報戦略課システム管理担当主査) はい。

(委員) そういったログを取るというセキュリティ上のルールというのは、形としてあるのでしょうか。ガイドラインのようなものがあるのかという話です。

(情報戦略課システム管理担当主査) 国のほうで安全管理措置のガイドラインがございまして、そちらに基づいて、当市でも「府中市特定個人情報等に関する安全管理措置基準」というのを定めておりまして、そちらのほうでログの分析についての記載をさせていただいている。

(委員) 手続とかやり方とかが、そういうのが書いてある。

(情報戦略課システム管理担当主査) そうですね。定期的なログ分析の実施について記載されており、実際の具体的な実施方法については、別紙でマニュアル等を整備してい

ます。

(会長) ほかはいかがでしょうか。

(委員) 基本的に、この資料を頂いたとき、今日の審議の内容がよく分からなかったのですが、もともと住民基本台帳というものがあって、そこに番号法というかマイナンバーが付け加わったので、もともと住民基本台帳の頃から特定個人情報保護評価指針というのがあったということですね。今回のマイナンバー導入と同時にこういうのができたのか、もう昔から住民基本台帳はあったと思うのですが。その辺の認識というか、その辺がちょっとよく分からなくて、今日の審議の内容が。教えていただけますでしょうか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 住民基本台帳の制度につきましては、もう長いことずっとあるのですけれども、恐らく平成26年だったと思いますが、マイナンバーの制度が始まって、初めてこの資料2にある「特定個人情報保護評価指針」というものが示されて、これに基づく評価書を作るようにしてくださいというのがスタートになって、今まで来ている状況でございます。

(会長) 私もいまいち分からないのですが、83ページの評価対象なのですが、太字で囲っているところが別に府中市というわけではないですよ。それで恐らく、最初のページを見れば分かるのですが、最初のページで30万人以上だからということではないですか。そこまではいいのですが、これはファイルごとではなくて、この30万は何の数字なのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 府中市は今、人口が約26万人でございますが、マイナンバーを付与されている情報の数としては、26万人以外に府中市から他市に転出をした生存している人数も数えることになっているので、対象人数としては30万人を超えるという判断をして、しきい値判断が30万以上という形になっている状況でございます。

(会長) そうすると、この数字はファイルごとの数字ではなくて、あくまでもトータルのなもので、特定個人情報、何人そういうのがありますか、市全体で持っていますか、ということを示すものですよ。

(総合窓口課総合
窓口第1係) そうです。

(会長) 当然評価するときは、ファイルごとにやりますと。そういう話でいいですよ。

(総合窓口課総合
窓口第1係) そのとおりでございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) ちょっと今の件です。死亡者150年保存ですよ。その保存している部分もカウントで入ってしまっているのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) おっしゃるとおり、保存期間が150年と改正されたので、情報としては150年間その情報を持ち続けることにはなるのですが、今回のこの個人情報保護評価書については、実は死亡者、死者については数に数えなくてよいということになっておりますので、あくまでも他市に転出した生存している人の数を26万にプラスするという形になっているということでございます。

(会長) 単純に後学のために教えて欲しいのですが、150年保存というのは、住民票の除票及び戸籍の附表の除票ですね。これの根拠条文は分かりますか。そんなに長いのですか。すごいな、150年保存するって気が遠くなりますね。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 住民基本台帳法の施行令というものが存在しておりまして、ちょっと今資料の中でそれがぴたりくる表示がないかもしれませんが、施行令の第34条第2項(保存)という項目に「保存期間は150年とする」という明記がございますので、それだけ長く保存していく状況でございます。

(会長) マイナンバーは別個にあるのですか。マイナンバーにも保存期間はあるのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 特に何年で消去という規定はないので、そのまま持ち続けるということです。

(会長) ほかにいかがでしょうか。

(委員) 初歩的なことなのですが、今回の特定個人情報保護評価書、これを5年たって見直すということなのですが、ここに載っているものは5年前にできたものを見直して新しいものということですよ。その変わったところは、変更点があるところ、変更箇所というところ、そこだけなのか。

(会長) そんなに変わっているところは恐らくないのかなと思います。

(総合窓口課総合 変更箇所という、さっきのこのページに載っている部分に変更した

窓口第1係) 箇所でございます、5年に一度大きく見直しはするのですが、実は毎年、年に1回は見直しをすることとなっていて、今回の11項目の前にはそれぞれ変更が少しずつ入っているのですけれども、毎年少しずつ変更を重ねながら、今回は最後にこの11か所を変更させていただきたいという内容で出来上がっている状況でございます。

(委員) この5年間のうちでは、いわゆる不正な漏えいとかはなかったのでしょうか。

(総合窓口課総合窓口第1係) ページ数がどこかと今すぐパッと出ないのですけれども、この5年間に於いて、特に報告を要するような重大な漏えい事件でありますとかは一切ないということで書かせていただいておりますし、実際ございませんでした。

(委員) この評価書を見せていただくと、ほとんどがファイルの対策とのリスクが3択のうちの中間になっているのですけれども、たまたま見つけた2か所だけ、3択の一番上になっているのがあったのですが、そこは何か問題があったのかなということです。49ページの「特定個人情報の使用」でリスク2、職員に対する対応は3段階で、特に力を入れているということ。十分だということ。課題が残されている3段階の中のほとんどが「十分である」と中間を選んでいるのですけど、一番上の「特に力を入れている」というところになっている項目が、どこかのファイルにあったのですが。

(会長) 今のページの一番下のところにあります。それから次のページ、あと次のページですね。

(委員) どうしてここだけは力を入れたのでしょうか。

(総合窓口課総合窓口第1係) 今のお話は、49ページの一番下の「特に力を入れている」という判断になっているところ、あとは50ページの上のほう、「従業者が事務外で使用するリスク」「特に力を入れている」。

確かにおっしゃるとおり、この項も全体的には「十分である」がほとんどなのですが、この2か所だけ確かにそうになっているということがありました。「特に力を入れている」という項目が、リスクに「権限のない者（元職員やアクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」や、50ページは「リスク3：従業者が事務外で使用するリスク」については、対応「特に力を入れている」ということで、当初からこの変化がどの段階でどうあったのか、私が今年作業している中で「十分である」から「特に力を入れている」と、表現の変更が何かの理由があったのかなと探したことがあったのですが、実は最初から「特に力を入れている」という記載になってございました。特にものすごく何か力を入れているのだという具体的なも

のが実は難しいかもしれないのですけれども、特にアクセス権限のない職員に漏洩することがないように、従業者が事務外で使用するリスクについては、委託先の職員などについても情報が漏れることがないようにということで、特に注意をしなければいけない項目であることが前提で、この評価書を作った当初より特に力を入れていますよと宣言をしたと私は思いながらこの書面を見直したことがありまして、特に理由があるものではないかもしれませんが、そこの表現を私のほうで十分だという表現に直すことをしなかった状況でございました。ちょっとまとまらなくてすみません、よろしくお願いいたします。

(会長) そもそもこの評価書の日本語は、本当はおかしいかもしれないのですよね。日本語が、リスク対策は十分かという質問に対して、特に力を入れているというのは、対応しているのか疑問ですね。「すごく十分です」「十分過ぎるぐらいやっています」と言うのなら分かりますけれども。何か対応しているのかな。言えなくもないですけど。「十分だ」であるのだったら、もう「十分」でいいではないですかとちょっと思いますけど。先ほどおっしゃったように意識の問題ですね。

(委員) 基本的な質問になるかと思うのですが、私もポイント入力で2月に全部済ませたのですけれども、非常に対応がよくて、市役所のブースというか、大國魂神社の中でスムーズにやっていただきました。こんなに簡単にできるのだなと思ったのですね。そのときに、私はそのポイントを自分のふだん使う買い物のほうに入れたのですけど、もしポイントを、いわゆるカードですよ、銀行引き落としになるとかは。そういうものに入れた場合とかには、ちょっと怖いなという感じがしたのです。色々な対策が取られていることは何となくざっくり分かったのですが、今の言葉の中で、もし毎年見直しをしても、やはりこういうことというのは、本当に人間がやることですから、どこかで漏れがあるとか起きてくると思うのですよね。ですから、そういうところをやはり色々な意味で引き締めて今後やっていっていただきたいというのが1つと、具体的にどこかであったのかもしれないですけど、アクセス権限のある方というのはどういう方なのですか。アクセス権限のない者が触れないようになっていると言っていましたよね。逆に言えば、ある方というのはどういう方なのでしょうか。市のほうでそういうことを、アクセスできる方がいるのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 例えば、私ども総合窓口課の職員は、住民基本台帳というものにアクセスができる。裏を返せば、別の職員はできないということになっていて、アクセス制限を毎年人事異動で、この職場の職員になった者に対してはパソコンに接続できるように、情報にアクセスできるように権限を付与する。私がもし人事異動をしてこの課の職員でなくなったら、私は台帳に見に行く権限を人事異動とともに失うという形で、毎年この業務に対して最低限この人にその仕事ができるように権限を

与えようということで、管理をしている状況がございます。

(委員) 分かりました。

(委員) 今の話で、先ほど私が言ったログの話とリンクするのですが、例えば何かカードみたいなのがあって、操作するときに系統的にピッとチェックがかかっているのか、ただ紙に書いているのかみたいなところ。そうではないと思いますけど。系統的にチェックがかかっていて、それで番号が入って誰々さんがいつアクセスしたよと記録されるようなシステムになっていると思うのですが、そうですね。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 私のほう、日々の業務の中では3種類ありまして、手のひらの静脈を読ませてアクセスできるもの、指紋で認証できるもの、あとは、よくあるのがカードリーダーに職員カードをかざして職員番号と暗証番号を入れてアクセスできるようにするものの3タイプがございます。それでアクセス権限を確認されたら先に進めるという形になっております。

(委員) マイナンバーカードは使わないの。

(総合窓口課総合
窓口第1係) マイナンバーカードは使っておりません。

(会長) ほかにいかがでしょうか。

(委員) 漏えいの危険というのは、リスク取るのは、職員よりも委託している業務ではないかと私は思うのです。委託先に対するリスク対策は、書いてあるのはもうばっちりだと思うのですが、実際はどうなのでしょう。委託先の教育や調査とかは十分やられているのでしょうか。そういうのが分かるような表現になっているのでしょうか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 委託事業者は、確かに窓口業務に対しまして入っている事業者がございます。委託の事業者に対しましても、委託契約の仕様書の中で、受託者はその従業員等に対して個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を適切に実施することとされていて、実施をした者については、研修実施報告書を提出してください。あと、それぞれの職員さんに対しては、個人情報保護に関する誓約書、私は個人情報を漏えいすることはいたしませんという誓約書を、それぞれ個人ごとにも提出を求めている。研修報告を求め、誓約書の提出を求めるという形で、私どもはその内容をチェックすることで個人情報保護が図られていると判断している状況でございます。

(委員) 今の関連ですけれども、今の委託先というのは51ページ、52ペ

ージに書いてあることだと思うのですが、これ、報告を求めたりとか市役所のほうから調査するということは、仕様書というかその相手方との契約の中で決められていることですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 51 ページ一番下にございますけれども、委託仕様書の中に、「必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる」という形になってございまして、何か懸念すべき事項などがあるか分かりませんけれども、何かの折には必ず監査をする、検査をすることができる委託書の内容になっているところでございます。

(委員) 通常は報告書みたいなものが送られてくる形、相手方から。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 実際に臨時で検査に入ったことは、今現在はないのですが、いわゆる研修を行っていることについては、報告書がきちんと提出されて、それを確認している状況でございます。

付随する話なのですが、委託の事業者が何人も総合窓口課の中に入って出入りをしている状況がございますが、そもそも持ち出しがないようにするために、委託事業者については透明なバッグを持っていたくことにしていて、中身が透けて見える形で出入りを徹底してもらっているということです。重要な、そもそも持ち出しがないようにとか、あとは携帯電話などもそこに見えるように置いてもらっていて、委託事業者の動きの中で携帯電話を不正に使って何か情報を写真に撮っているとかなないように、日々事業者の動きには目を光らせている状況もございます。追加でございます。

(会長) 1つだけ確認ですけど、今のお話、全て窓口に入っている委託先の話をしているではないですか。この評価の対象になっているファイルで、全く市役所の外の業者に委託することはないのですか。

(総合窓口課総合
窓口第1係) 私ども総合窓口課及び市内11館ございます文化センターという窓口においては、住民さんの異動の話とか住民票を出すとかの証明書の発行の事務など業務を行っておりますが、委託の事業者を入れているのは本庁舎総合窓口課のみになっておりますので、委託事業者の話としては、ここ1か所だけになっております。

(会長) 特定個人情報そのものを使って外に出してということはないということですよ、絶対に。一応、確認なのです。

(総合窓口課総合
窓口第1係) それはございません。

(会長) 分かりました。

(委員) 確認なのではけれども、今の窓口業務を担当する委託業者の職員というのは、さっきのアクセス権限を有するのですか、全員。

(総合窓口課総合窓口第1係) 委託業者の職員でも、証明書の発行に従事する者、住民の転出転入などの異動の窓口に従事する者、印鑑登録に従事する者、あと郵便による証明書の発行に従事する者、それぞれあるのですけれども、それぞれの職員がそれぞれの業務に必要な最低限の事務についてアクセスできるように権限を与えているということがあるので、この職員はこれはできるけどこれができないという形で、それぞれ結構細かく管理をしている、最低限の権限付与という形になっています。

(委員) 市役所の正職員とは、やはり権限の範囲が違う。

(総合窓口課総合窓口第1係) 違います。

(市民協働推進部長) 蛇足ですけど、我々には全く何の付与もされていないのです。なので、個人情報を扱う職場以外の人間は、ほぼ全く何もできないとご理解いただければと思います。

(会長) ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかにないようでしたら、本評価書について、本審議会としては認めるということにしたいと思います。

(異議なし)

(会長) 続きまして、議題(2) 報告事項ア「個人情報取扱事務届出の一覧について」、事務局より説明をお願いいたします。

(広聴相談課広聴担当) それでは、報告事項の「個人情報取扱事務届出の一覧について」、事務局より説明させていただきます。

まずは、表題に「府中市情報公開・個人情報保護審議会資料」とあります資料の88ページを御覧ください。

資料3「報告事務一覧表」としまして、新たに目録に追加する事務、目録から削除する事務及び既に届け出た事務の内容を変更するものがございますので、ご報告させていただきます。

内容の説明の前に、102ページをお開きください。

102ページの最も下にご 있습니다「府中市個人情報の保護に関する条例」第9条を御覧ください。

こちらの条文は、実施機関が個人情報を取り扱う事務について明らかにし、自己の個人情報の開示請求等に資するため、届出を目録として記録し、市民の閲覧に供することを定めたものです。

103ページをお開きください。

こちらの9条第1項で、実施機関は継続して行う個人情報を取り扱う事務を新たに開始するときは、市長に届け出ること。第3項で、届け出た事務を変更・廃止したときは市長に届け出ること。第4項で、当該届出について、市長は審議会に報告をすること。第5項で、目録を作成し一般の閲覧に供することが定められております。本報告はこの規定に基づくものでございます。

それでは、88ページにお戻りください。

こちらは、令和4年度における報告事務一覧表でございます。

表の上段の「新たに目録に追加する事務」を御覧ください。詳細な説明については省略させていただきますが、こちらは事業開始に伴い、申請者のお名前や住所、電話番号等の個人情報を取り扱うものなどがございます。今回においては、審議会に諮問させていただく事案はございませんでした。

続きまして、表の下段の「目録から削除する事務」につきましては、事業の廃止などに伴い削除するものでございます。

この追加・削除により、目録への掲載は全部で681事務になる予定でございます。

続きまして、89ページの表を御覧ください。

こちらは「既に届け出た事務の内容を変更するもの」になります。こちらは全てで48事務ございまして、これらについては、事業内容の変更に伴う修正や根拠法令等の改正に伴う修正などがございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終了させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ほかに報告や意見はないということよろしいですか。

そうしましたら、本件につきましては、報告を了承ということにしたいと思います。

続きまして、次第の3「その他」についてですが、追加資料に関する報告がある旨、連絡を受けています。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(議会事務局
庶務課長)

よろしくお願いいたします。

それでは、府中市議会の個人情報の保護に関する条例(案)につきまして、資料に沿って、ご説明いたします。

初めに、1の「経緯」ですが、昨年9月の審議会でも市長部局からのご説明があったことと存じますが、令和3年5月にデジタル社会形成整備法が可決・成立したことに伴い、個人情報保護法も改正され、そのうち地方公共団体に係る改正規定は令和5年4月1日に施行されることになっております。これにより、各地方公共団体には個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、地方議会は共通ルールの適用対象から除かれるため、府中市議会の個人

情報保護条例の規定について、独自に整備するものでございます。

次に、２の「目的」ですが、この条例は、市議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

次に、３の「検討の経過」ですが、令和３年５月にデジタル社会形成整備法が可決・成立し、個人情報保護法も改正されることになりました。翌月には全国市議会議長会から、地方議会は改正個人情報保護法の適用対象外であるため、独自に個人情報保護のための仕組みを定める必要がある旨、通知がありました。

令和４年４月、全国市議会議長会から個人情報保護条例（例）が提供されました。事務局でこの条例例の内容を確認するとともに、市側の動きも情報収集した上で、８月に各会派の代表者からの協議の場として設置されております各派代表者会議におきまして、議長から条例素案として提示し、協議を開始しました。その後、１つの会派から条例の規定内容について意見がありました。１２月の各派代表者会議においても対案としてまとめるには至らなかったため、全国市議会議長会の案等を基にしたものを第一案として議会運営委員会に申し送ることが決定されました。

その後、令和５年２月９日の議会運営委員会で条例案の内容を確認し、会派内の意見集約のために一旦持ち帰っていただきました。そして翌週、２月１６日の議会運営委員会では２会派から意見がありましたが、これらの意見については原案に賛成する会派との意見の相違が埋まらないため、令和５年第１回定例会において、意見が一致する会派ごとに条例案を提案、すなわち議員提案することになりました。条例原案と、それに対する各会派の意見の詳細については、次の項でご説明いたします。

なお、４月１日に改正個人情報保護法が施行されるため、３月中に会期が終わる市議会第１回定例会の最終日までには原案と対案がともに審議され、可決された案が４月１日に施行されることになります。

次に、４の議長が提示した条例（案）の概要ですが、この案は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、法の「第５章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応することを基本として全国市議会議長会が作成した、個人情報保護条例の例を基にして構成したものとなります。これは、個人情報保護法が直接適用される市側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるためのものでございます。同様の趣旨から、先に制定されました「府中市個人情報の保護に関する法律施行条例」との整合性についても勘案してございます。

資料裏面をお願いいたします。

順番が前後しまして恐縮でございますが、先に（２）の対象とする

個人情報についてご説明しますと、議会の事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものとします。各議員が取得する個人情報は対象としておりません。

これは、議会活動を行うに当たり事務局職員が関わらないで議員単独で職務上作成し、または取得する個人情報は考えにくいことや、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が職務上作成または取得した個人情報を保有個人情報とすると、議員活動に対する過度な規制につながる恐れがあることからとなります。

次に、(3)の「その他」ですが、条例の実施について必要な事項は、議長が別に定めることとします。

なお、条例案の中では、議会特有の状況から「議会」と「議長」が使い分けられております。機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、開示に対する決定など具体的な処分や手続を行う主体については、「議長」としております。

それでは、(1)の「構成」に戻り、第1章から順に概要をご説明いたします。

第1章は総則で、この条例の目的や用語の定義、議会責務を定めたものとなります。この条例で定義する個人情報は、市側と同様、生存する個人に関する情報となり、死者の個人情報は除かれております。

続きまして、第2章については、個人情報等の取扱いについて定めたものとなります。

具体的には、個人情報の適正な取得、安全管理措置、新しい概念である仮名加工情報や匿名加工情報の適切な取扱いなどについて規定しております。

会派によりましては、現行の条例と同様、本人からの収集を原則とすべきではないかとの意見を表明しております。また、仮名加工情報や匿名加工情報については市議会ですべきではないため規定そのものも削除すべきとのご意見も頂いております。

続きまして、第3章については、個人情報ファイル等について定めたものとなります。個人情報ファイルは、法と同様、保有個人情報の集合物を容易に検索できるように体系的に構成したものと定義していますが、その取扱いを定めております。

また、市側が施行条例で個人情報取扱届について規定しているのと同様の趣旨になりますが、個人情報ファイルには該当しない個人情報についても、適正な取扱いを図るため、個人情報取扱事務は登録簿を備えつけることを定めております。

この個人情報取扱届や個人情報取扱事務登録簿は、法にはない独自の取組であり、市及び市議会として、より慎重に個人情報を取り扱うことを具体的な手続として示したものとなっています。

続きまして、第4章については、個人情報の開示、訂正、利用停止について定めたものとなります。

基本的には全国市議会議長会が作成した条例の例及び、市側の法施

行条例の規定に準拠したものとなっています。

開示決定等の期限については、法と同様の30日以内としています
が、会派によりましては、現行条例を踏襲し10日以内とすべきと主張
しています。

なお、議会における特徴的な規定としまして、開示決定等をしな
ければならない期間に議長及び副議長がともに欠けている期間がある
ときは、当該期間の日数は開示決定までの期間に算入しないこととし
ております。

続きまして、第5章については、雑則について定めたものとなりま
す。

この中で審議会への諮問については、個人情報の適正な取扱いを確
保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である
と認めるときは、府中市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するこ
とができるとしております。市側と同様に、個別の案件に対する諮問
については行わないことを想定していますが、これに対し2つの会派
から、個別の案件について審議会の意見を聞く規定とすべき、という
ような意見を頂いております。

最後に第6章については、罰則について定めたものとなります。

各条の規定は、基本的には個人情報保護法の規定を踏襲しておりま
すが、偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けたもの
に対する過料の金額については、法の規定による過料は10万円以下と
なっているところ、地方自治体で規定できる過料の上限は5万円とな
っておりますので、5万円以下の過料に処するとしております。

説明は以上でございますが、先ほども申し上げましたように、原案
に対しては、2月16日の議会運営委員会において、2つの会派から
意見が出され、原案に賛成する会派との意見の相違が埋まらないた
め、令和5年第1回定例会において、意見が一致する会派ごとに議員
提案することになっております。議会での審議結果につきましては、
条例の施行後に、改めてご報告させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございました。

そうしましたら、委員の皆様からご質問、ご意見ございましたらお
願いします。

(委員) 確認ですが、今日事前に頂いている審議会の資料100ページにあ
る市の条例の中に、実施機関に議会が入っていて、現行の条例でもや
っていたのをまた分離してというか分けて、独自にこの条例を作ると
いう理解でよろしいでしょうか。

(議会事務局
庶務課長) 今回、令和5年4月1日以降の改正個人情報保護法で、ほとんどの
規定は市側のほうはカバーしてもらえることになりました。ところが、
市議会に関しましては、法の規定そのものが国会ですとか裁判所

に合わせて地方議会も除かれることになりましたので、国の法の規定並みの規定を市議会のほうで整備をしなければいけない状況になってございます。そのために個人情報保護法の趣旨と同等の規定と、あと市の法施行条例、こちらのほうから参照したもの。それらを勘案した形で1つ議長案ということでお示しをさせていただいているところでございます。

(会長) ほかにいかがでしょう。

ちょっと私から。すごく細かいのですが、ちょっと聞いてみたいだけなのですが、土地開発公社は府中市はあるのでしたっけ。土地開発公社とかはどうなるのですか。

(広聴相談課長) 土地開発公社は、市とは別法人ということになりますので、ほかの外郭団体同様、法の適用としては、民間の規制に処されることになります。

(会長) 入るということですよ。そうですね。

それから、すごく細かくて申し訳ないのですが、これ多分原案みたいなもの、全国市議会議長会みたいなものを作って、それに基づいてやっているということなので、多分これで多くの市町村は動くと思うのです。単純に私が分からないだけなので、ちょっと確認なのですが、まず、対象とする個人情報なのですが、議会の事務局は一応市の組織の一部としてあるわけではないですか。それで、そこが要するに作成するわけですよ、色々な議会絡みの文書を作るわけではないですか。そのときにその文書は、保有主体は議会になるのですか。事務局は市の組織の中にあるのだけど、持っている主体は議会という理解でよろしいでしょうか。

(議会事務局
庶務課長) ほぼ会長おっしゃるとおりで、議会という実施機関が保有しているのですけれども、実際に取り扱うのは、議長の指揮の下、議会事務局の職員が取り扱うという構図になっております。

(会長) 何か国とはやはり違うような気がしませんか。国は、例えば衆議院があって衆議院事務局という、議会の下事務局としてちゃんと機能している気がするのですが、地方公共団体は議会があって、その下の事務局というよりは、市の組織の中の一部、議会担当の事務がいるという理解ですよ、恐らく。合っていますか。

(議会事務局
庶務課長) 基本的には、おっしゃるとおり、1つの地方公共団体の中に議会があるという構図にはなっています。ですので、実は個人情報保護法にも理念的なところには、地方公共団体にこういう義務を課するという規定もありますので、それに関しては議会も同じように、その法の網にかかるのですが、それ以外の部分については、議会を対象とする

のは、法の中から除かれてしまっていますので、別にちょっと今回は定める形になります。

議会の中でいいますと、議長のほうに地方自治法上の事務統理権を付与されているのですけれども、基本的にはその指揮の下で個人情報の収集を含めました議会としての事務をさせていただいているという構図になっているところです。

(会長) いわゆる皆さん職員の指揮命令系統としては、そうするとその議会担当の人たちは、市長からの指揮命令も受けるし、議会からも受けるということなのですか。

(議会事務局
庶務課長) 議会事務局の職員としましては、出向の形を取っておりますので、基本的には議長の指揮の下で、議会事務局長がいましてその下に私も職員がいるという形になりまして、一応身分としては、出向して議会の職員になっています。

(会長) よく分かりました。ありがとうございました。
 あと1点。議会が閉じている間、開示決定について期間参入をする際に、期間が不算入になるみたいなお話があったと思うのです。ということは、開示決定をする主体自体が議会だということなのでしょうか。でも、そうするとえらい長い期間閉じることもありますよね。

(議会事務局
庶務課長) 実はこれからもすぐ市議選がありますけれども、それが1つのケースになるかと思います。市議選になりますと4月29日任期満了になりますので、そこから次の臨時議会が5月に開催されるまでの間は議長・副議長が不在という形になります。

 基本的には、先ほどちょっと申し上げましたように、処分とか具体的な決定も決定権者は議長になりますので、決定権者がいない、またその代理ができる副議長もいない。そういう事態になることが期間的には考えられることがございます。そういったときに30日以内ということで、市の開示決定と同じ、今回、開示決定期間を規定する予定ではあります。そこで例えば2週間ぐらい過ぎてしまいますと、お待たせする形にはなるのですが、その期間を除いて、開示決定期間としてちょっと長く取らせていただく形になると思うのですが、不在のときにも対応できるという形のために、このような規定が設けられているということになります。

(会長) よく分かりました。要するに議会が閉じているかどうかは問題ではないのですよね。そこではないのですよね。閉じていても、要するに開示決定は出せるのだけど、実際不在のときが、今言ったように、空白期間がちょっとできてしまうというお話ですよね。分かりました。ありがとうございます。

 ほかにいかがでしょうか。

(委員) これまではないと思うのですが、議員さんは地域の情報をたくさん持っていますよね、個人情報。今までにそんな大きな問題は起きませんでしたか。

(議会事務局
庶務課長) 特に議員が個々で持っている個人情報に関して何か収集の方法に問題があるとか、何かプライバシーに関する情報が漏えいしたとかいうところは、今のところ事務局には聞こえてきてございませんので、大丈夫かと思っております。

(会長) ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
そうしましたら、ほか、事務局のほうから何かございますでしょうか。

(広聴相談課長) ございません。

(会長) それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。